

2 定年制等

(1) 定年制

定年制を定めている企業割合は92.6%となっており、これを定年制の定め方別にみると、「一律に定めている」が98.1%、「職種別に定めている」が1.7%となっている（第11表）。

第11表 定年制の有無、定年制の定め方別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	定年制を定めている企業 ¹⁾		定年制の定め方			定年制を定めていない企業
				一律に定めている	職種別に定めている	その他	
平成27年調査計	100.0	92.6	(100.0)	(98.1)	(1.7)	(0.3)	7.4
1,000人以上	100.0	99.7	(100.0)	(93.3)	(5.8)	(1.0)	0.3
300～999人	100.0	99.3	(100.0)	(95.3)	(4.6)	(0.1)	0.7
100～299人	100.0	97.7	(100.0)	(97.4)	(2.4)	(0.3)	2.3
30～99人	100.0	90.2	(100.0)	(98.7)	(1.0)	(0.3)	9.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	99.3	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	0.7
建設業	100.0	92.3	(100.0)	(99.5)	(-)	(0.5)	7.7
製造業	100.0	97.8	(100.0)	(99.9)	(0.1)	(0.0)	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.8	(100.0)	(97.5)	(2.5)	(-)	2.2
情報通信業	100.0	98.8	(100.0)	(100.0)	(-)	(0.0)	1.2
運輸業,郵便業	100.0	98.0	(100.0)	(96.1)	(1.5)	(2.4)	2.0
卸売業,小売業	100.0	90.0	(100.0)	(99.0)	(0.9)	(0.1)	10.0
金融業,保険業	100.0	99.2	(100.0)	(96.4)	(1.8)	(1.8)	0.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	94.7	(100.0)	(97.5)	(2.1)	(0.3)	5.3
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	97.8	(100.0)	(99.6)	(0.4)	(-)	2.2
宿泊業,飲食サービス業	100.0	78.0	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(-)	22.0
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	87.5	(100.0)	(99.3)	(0.7)	(-)	12.5
教育,学習支援業	100.0	94.4	(100.0)	(82.9)	(16.8)	(0.2)	5.6
医療,福祉	100.0	90.0	(100.0)	(95.3)	(4.7)	(-)	10.0
複合サービス事業	100.0	100.0	(100.0)	(98.2)	(1.8)	(-)	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	89.0	(100.0)	(98.8)	(1.2)	(-)	11.0
平成27 [*] 年調査計 ²⁾	100.0	92.1	(100.0)	(99.0)	(0.7)	(0.3)	7.9
26	100.0	93.8	(100.0)	(98.9)	(0.7)	(0.4)	6.2
25	100.0	93.3	(100.0)	(98.4)	(1.2)	(0.4)	6.7
24	100.0	92.2	(100.0)	(98.8)	(1.0)	(0.2)	7.8
23	100.0	92.9	(100.0)	(98.9)	(1.0)	(0.2)	7.1

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) ()内の数値は、「定年制を定めている企業」を100とした割合である。

2) 平成27^{*}年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(2) 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、「65歳以上」を定年年齢とする企業割合は、16.9%となっている。

企業規模別にみると、1,000人以上が6.0%、300～999人が7.5%、100～299人が10.6%、30～99人が20.2%となっている。産業別にみると、医療、福祉が29.4%で最も高く、複合サービス事業が0.9%で最も低くなっている。(第12表)

第12表 一律定年制を定めている企業における定年年齢階級別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	一律定年制を定めている企業 ¹⁾		定年年齢階級							
			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳以上	(再掲)65歳以上
平成27年調査計	[98.1]	100.0	80.5	0.3	1.3	0.7	0.3	16.1	0.8	16.9
1,000人以上	[93.3]	100.0	91.2	0.5	0.6	1.7	0.1	5.7	0.3	6.0
300～999人	[95.3]	100.0	89.9	0.7	0.6	1.3	-	7.4	0.2	7.5
100～299人	[97.4]	100.0	86.1	0.6	1.1	1.4	0.1	10.1	0.5	10.6
30～99人	[98.7]	100.0	77.5	0.2	1.4	0.3	0.4	19.2	0.9	20.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	93.2	1.2	-	1.2	-	4.4	-	4.4
建設業	[99.5]	100.0	79.7	-	1.5	1.7	1.4	14.3	1.4	15.7
製造業	[99.9]	100.0	89.7	0.0	1.2	0.4	0.4	8.4	-	8.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[97.5]	100.0	90.1	-	4.4	0.7	-	3.6	1.2	4.8
情報通信業	[100.0]	100.0	90.8	0.7	-	0.5	-	7.9	-	7.9
運輸業、郵便業	[96.1]	100.0	71.0	0.3	3.5	1.0	1.1	22.8	0.3	23.1
卸売業、小売業	[99.0]	100.0	85.3	0.8	0.5	0.2	-	12.4	0.7	13.2
金融業、保険業	[96.4]	100.0	96.9	0.2	-	1.3	-	1.6	-	1.6
不動産業、物品賃貸業	[97.5]	100.0	82.2	-	1.6	0.4	-	15.4	0.4	15.8
学術研究、専門・技術サービス業	[99.6]	100.0	83.9	0.3	1.3	3.0	-	11.5	-	11.5
宿泊業、飲食サービス業	[100.0]	100.0	69.7	0.1	1.9	0.1	-	22.3	6.0	28.3
生活関連サービス業、娯楽業	[99.3]	100.0	84.4	-	0.4	-	0.7	12.4	2.1	14.5
教育、学習支援業	[82.9]	100.0	76.2	0.1	3.8	0.8	0.1	19.0	0.2	19.1
医療、福祉	[95.3]	100.0	68.0	0.4	1.1	1.1	-	29.1	0.3	29.4
複合サービス事業	[98.2]	100.0	98.6	-	0.4	-	-	0.9	-	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	[98.8]	100.0	69.1	0.6	1.0	0.8	-	27.4	1.0	28.5
平成27 [*] 年調査計 ²⁾	[99.0]	100.0	81.4	0.3	1.3	0.5	0.3	15.2	0.9	16.1
26	[98.9]	100.0	81.8	0.8	1.0	0.7	0.1	14.5	1.1	15.5
25	[98.4]	100.0	83.0	0.3	1.2	0.9	0.6	12.5	1.5	14.0
24	[98.8]	100.0	82.7	0.2	1.1	0.9	0.5	13.6	1.0	14.5
23	[98.9]	100.0	82.2	0.5	1.1	1.4	0.7	13.1	0.9	14.0

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

2) 平成27^{*}年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(3) 一律定年制における定年後の措置

ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度若しくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は92.9%となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が97.3%、300～999人が97.7%、100～299人が96.2%、30～99人が91.2%となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業及び電気・ガス・熱供給・水道業が100.0%で最も高く、宿泊業、飲食サービス業が82.4%で最も低くなっている。

制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は11.0%、「再雇用制度のみ」の企業割合は71.9%、「両制度併用」の企業割合は10.0%となっている。(第13表)

第13表 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の有無別企業割合

企業規模・産業・年	(単位：%)								
	一律定年制を定めている企業 ¹⁾	制度がある企業	制度がある企業			制度がない企業	(再掲) 制度がある		
			勤務延長制度のみ	再雇用制度のみ	両制度併用		勤務延長制度(両制度併用を含む)	再雇用制度(両制度併用を含む)	
平成27年調査計	[98.1]	100.0	92.9	11.0	71.9	10.0	7.1	20.9	81.9
1,000人以上	[93.3]	100.0	97.3	2.5	88.5	6.3	2.7	8.8	94.9
300～999人	[95.3]	100.0	97.7	5.0	84.5	8.3	2.3	13.2	92.7
100～299人	[97.4]	100.0	96.2	7.6	79.5	9.1	3.8	16.7	88.7
30～99人	[98.7]	100.0	91.2	12.9	67.8	10.5	8.8	23.4	78.3
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	100.0	4.4	81.1	14.5	-	18.9	95.6
建設業	[99.5]	100.0	92.7	19.5	64.0	9.2	7.3	28.7	73.2
製造業	[99.9]	100.0	96.5	8.0	79.9	8.5	3.5	16.6	88.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[97.5]	100.0	100.0	5.2	92.5	2.3	-	7.5	94.8
情報通信業	[100.0]	100.0	94.4	4.1	87.6	2.6	5.6	6.8	90.3
運輸業、郵便業	[96.1]	100.0	96.9	16.2	67.1	13.6	3.1	29.8	80.7
卸売業、小売業	[99.0]	100.0	93.3	8.6	74.5	10.2	6.7	18.8	84.7
金融業、保険業	[96.4]	100.0	99.0	2.0	94.1	3.0	1.0	4.9	97.1
不動産業、物品賃貸業	[97.5]	100.0	94.0	8.2	77.5	8.2	6.0	16.5	85.8
学術研究、専門・技術サービス業	[99.6]	100.0	90.1	6.1	76.0	8.0	9.9	14.1	84.0
宿泊業、飲食サービス業	[100.0]	100.0	82.4	20.7	48.5	13.1	17.6	33.9	61.6
生活関連サービス業、娯楽業	[99.3]	100.0	90.7	6.9	70.6	13.3	9.3	20.2	83.9
教育、学習支援業	[82.9]	100.0	87.0	8.2	72.0	6.7	13.0	14.9	78.7
医療、福祉	[95.3]	100.0	89.8	15.0	62.4	12.4	10.2	27.4	74.8
複合サービス事業	[98.2]	100.0	98.2	-	97.3	0.9	1.8	0.9	98.2
サービス業(他に分類されないもの)	[98.8]	100.0	89.6	9.9	69.7	10.0	10.4	19.8	79.7
平成27 [※] 年調査計 ²⁾	[99.0]	100.0	92.9	11.0	72.0	9.9	7.1	20.9	81.9
26	[98.9]	100.0	94.0	10.2	72.1	11.8	6.0	22.0	83.8
25	[98.4]	100.0	92.9	9.0	73.9	10.0	7.1	19.0	83.9
24	[98.8]	100.0	92.1	11.4	71.6	9.1	7.9	20.5	80.7
23	[98.9]	100.0	93.2	9.3	73.2	10.7	6.8	20.0	83.9

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

2) 平成27[※]年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

イ 勤務延長制度及び再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定めている企業割合は、勤務延長制度がある企業で51.5%、再雇用制度がある企業で83.8%となっている。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「66歳以上」を最高雇用年齢とする企業割合は、勤務延長制度がある企業で21.7%、再雇用制度がある企業で9.2%となっている。(第14表)

第14表 最高雇用年齢の有無、最高雇用年齢階級別企業割合

(単位：%)

定年後の措置、 企業規模・年	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ¹⁾		最高雇用 年齢を定めて いる企業 ²⁾³⁾		最高雇用年齢階級			最高雇用 年齢を定めて いない企業
					65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上	
勤務延長制度 ⁴⁾								
平成27年調査計	[20.9]	100.0	51.5	(100.0)	(78.3)	(21.7)	(100.0)	48.5
1,000人以上	[8.8]	100.0	67.1	(100.0)	(89.0)	(11.0)	(100.0)	32.9
300～999人	[13.2]	100.0	60.0	(100.0)	(85.9)	(14.1)	(100.0)	40.0
100～299人	[16.7]	100.0	55.5	(100.0)	(80.7)	(19.3)	(100.0)	44.5
30～99人	[23.4]	100.0	49.9	(100.0)	(77.1)	(22.9)	(100.0)	50.1
平成27 [*] 年調査計 ⁵⁾								
26	[20.9]	100.0	54.3	(100.0)	(77.6)	(22.4)	(100.0)	45.7
25	[22.0]	100.0	58.4	(100.0)	(82.6)	(17.4)	(100.0)	41.6
24	[19.0]	100.0	63.0	(100.0)	(78.5)	(17.1)	(95.6)	37.0
23	[20.5]	100.0	56.3	(100.0)	(75.8)	(18.5)	(94.4)	43.7
23	[20.0]	100.0	56.2	(100.0)	(73.9)	(17.1)	(91.1)	43.8
再雇用制度 ⁴⁾								
平成27年調査計	[81.9]	100.0	83.8	(100.0)	(90.8)	(9.2)	(100.0)	16.2
1,000人以上	[94.9]	100.0	92.1	(100.0)	(96.4)	(3.6)	(100.0)	7.9
300～999人	[92.7]	100.0	90.7	(100.0)	(95.7)	(4.3)	(100.0)	9.3
100～299人	[88.7]	100.0	85.9	(100.0)	(93.1)	(6.9)	(100.0)	14.1
30～99人	[78.3]	100.0	81.9	(100.0)	(89.0)	(11.0)	(100.0)	18.1
平成27 [*] 年調査計 ⁵⁾								
26	[81.9]	100.0	82.7	(100.0)	(91.3)	(8.7)	(100.0)	17.3
25	[83.8]	100.0	82.5	(100.0)	(93.2)	(6.8)	(100.0)	17.5
24	[83.9]	100.0	82.7	(100.0)	(90.6)	(5.7)	(96.3)	17.3
23	[80.7]	100.0	80.3	(100.0)	(88.3)	(5.2)	(93.6)	19.7
23	[83.9]	100.0	79.0	(100.0)	(87.4)	(5.0)	(92.4)	21.0

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

- 1) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある(両制度併用を含む。)企業割合である。
- 2) 「最高雇用年齢を定めている企業」の平成23年～26年には、「63歳」及び「64歳」を最高雇用年齢とする企業を含む。
- 3) ()内の数値は、「最高雇用年齢を定めている企業」を100とした割合である。
- 4) 「勤務延長制度」及び「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。
- 5) 平成27^{*}年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。